広報 たまかわ

編集・発行
福島県石川郡
玉川村役場企画課

印刷所
須賀川市加治町8-6
㈲円谷印刷

村のようす
(52年8月1日現在)

世帯数	1,461戸	(+ 4)
人口	7,290人	(+18)
男	3,591人	(+12)
女	3,699人	(+ 6)

長慶寺

大字小高

▲長慶寺の本堂

長慶寺は本尊に聖観世音菩薩をいただき、永い歳月数々の試練に耐えて、今なを世人の厚い信仰を集めている格式高い曹洞宗の寺である。

偉容を誇る現在の建物は、南須釜大安寺第七世、大法孝順和尚によって、天保十四年（一八四三）二月に再建されたものである。

長慶寺の起源は悲劇の天皇として歴史に残る長慶天皇が奥州に落ちのびこの寺で法衣をまとい暫くの間、身を隠したところから寺の名が生れたと言われ、又寺の前を流れる玉川の名も同様の「いわれ」によるものであると古老たちによって伝えられているが宝暦の火災で文献、資料など、すべて焼失し立証出来ないのが誠におしまれる。

現在の住職西川亮僊和尚は二十三世に当る。

▲長慶寺の山門

議会だより

経済土木委員会研修から

去る六月十六・十七日の二日間茨城・栃木両県内の養豚、施設園芸関係の視察研修を行なった。

委員一行は十六日朝役場を出発国道一一八号線を石川町を経て、目的地茨城県新治郡玉里村へ直行正午近く玉里村役場に着き、村長さん始め経済課長、係員の方々より昼休みも返上して養豚、施設園芸の概要の説明を受けた。

玉里村は本村と同じように昭和三十年二カ村合併により誕生、人口六千余、戸数千四百四十余で、営農形態も米プラスアルファ方式である。その一つの養豚事業であるが、やはり環境衛生の面から住宅密集地から離れた地域に豚舎を建設し、しかも農協が豚舎を建築して生産者に貸与、生産 は豚一頭につき五百円を農協に納入する方式で経営がなされ、また個人で建築飼育している者も多数あり、これらの頭数は常時一万数千頭、これにより農業収入に占める割合は第一位といわれております。

また防疫対策として獣医師を村一般職員とし常時予防診療に奔走している。さらに、この地域は「レンコン」栽培に適し稲作転換事業で「レンコン」栽培を行ない、豚ふん尿をこれに施肥反当五十万円の売上げを見ている。

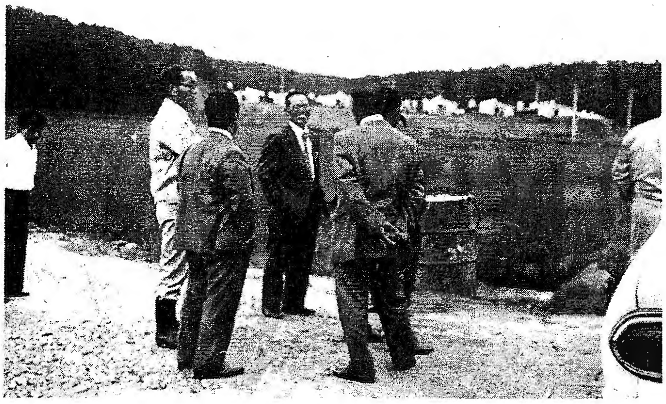

▲ 団地化された豚舎

豚ふん尿処理施設としても補助事業で、乾燥施設を設置、環境衛生についても万全の注意をはらっている。

施設園芸については、トマト、キューリを輪換栽培近郊都市に出荷されており、特に、役場、農協が一体となり農畜産業の振興に努めている。ちなみに村の産業経済費の総予算に占める割合を聞えてみると二十五パーセントとのことである。

続いて同郡出島村に向い、ここでも議長さんはじめ役場経済課長と農業改良普及所、農協のそれぞれ担当の職員から説明を受けた。

出島村の施設園芸は、昭和三十四年頃より以来殆んとキューリの連作が行なわれていたが、昭和五十年から若干秋作としてトマトが導入され施設園芸をはじめてから十七、八年になっている。

また、この村も畜産業が盛んで農家戸数約二千九百戸の内約四十パーセントが家畜を飼養し経営面積も一戸当り田畑合せて一・三五ヘクタール、そのためやはり水稲を主とした複合経営が多い。畜産業の一つとして養豚が行なわれておるが、ここでも家畜ふん尿による公害問題が生じているため、村は補助事業である県のふん尿有効利用促進事業、村単独補助の畜産環境改善事業でふん尿処理施設の整備促進にあたり、さらに昭和四十九、五十年度に畜産経営環境保全集落群育成事業、高能率集団畑作経営環境改善事業を導入し、佐賀農協が本事業の実施推進を行なった。その主な内容は養豚は宅地内飼養であったため、特に悪臭、汚水等の生活環境の悪化が進み水田等一部耕地もふん尿の流入によって、作物に被害が見られ、これがため住宅より離れた場所に団地化し農協が豚舎建設（一棟飼養頭数三百頭）飼育農家に対して、年間一棟百万円で貸付けている。

これに伴うふん尿処理施設として堆肥舎、貯溜槽乾ふん施設等も設置、堆肥の処理等については、一般飼育農家も含めてこの堆肥舎まで運搬して来た場合耕うん機一台分二百円でこの舎内に堆積し、一般農家で堆肥を必要とする人にはこの堆肥舎から二トン車一台一千円で供給する。このようにして家畜ふん尿の田畑還元をはかり地力の維持増進と併せて、環境衛生の推進をはかっている。これらの指導は農協が積極的に行なっている

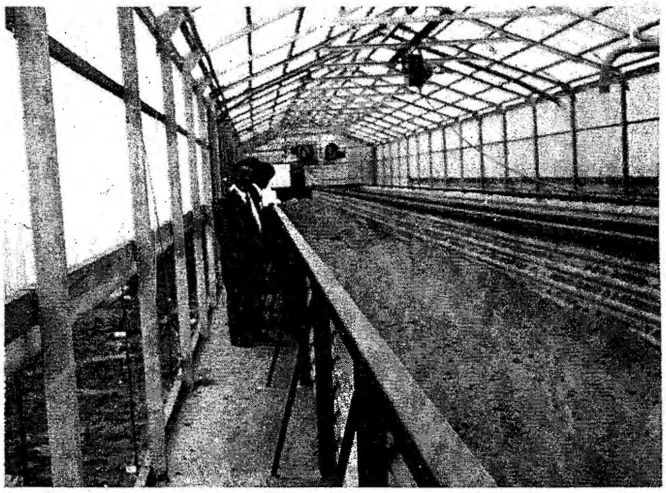

▲ 豚ふん乾燥施設

翌十七日は宇都宮市の小島農園（宇都宮市石井町鬼怒橋、小島重定氏）を視察、この農園は個人経営であるが、ハウスによるキューリ、トマトを栽培、しかも五十年来この道一筋に頑張って来て、過去に農林大臣賞を受賞している。

今では土壌も病害等でつかれているため、トマト等は水耕栽培で多くの収益を挙げている。（実例として水耕栽培のトマトは八月一日播種翌年六月中旬まで収穫し、十八段仕立で十アール二十トンの収量をあげている。普通の接木栽培は八月初旬に播種し六月まで収穫し八段仕立で、十アール当り十二トンの収量をあげている）

土を使わず水の中でトマトが生育し結実するとは、実際に見なければ不信に思うくらいである。

参考までに将来水耕接木両栽培及び、施設園芸のあり方等について志望する者は実習生として、一年間入園して技術を修得することが出来る。

最後に栃木県農業試験場鹿沼分場に向い場長さんの案内により、場内視察をしたが、ますます文化の向上 展と共に、その地方の特色を生かした花木の産地つくりが必要であろうと話された。

今後わが村にも養豚、施設園芸がますます盛んになるものと思われますが、これら産業の振興に努めながら、環境衛生の保全に努めたいと思う、百聞は一見に如ずである。

祝福しよう『敬老の日』

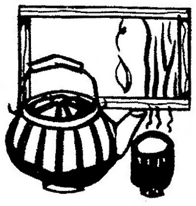

九月十五日は「敬老の日」で、明治、大正、昭和と三代にわたって社会に貢献された高令者のご労苦に感謝するとともに、国民全体が長寿を祝福するための祝日となっています。

玉川村においても、九月十五日、午前十時から玉川村体育館に、村内七十五歳以上の高令者二百九十五名を招待し、敬老年金や記念品を贈って敬老の会を開きます。

紙面の都合上本紙では、八十歳以上の方々をご紹介いたします。

川辺

- 白旗 ハタ 92
- 大竹 ツネ 91
- 坂本 トミ 90
- 鈴木 トキ 89
- 磯目 ヨシ 85
- 佐藤 万吉 86
- 川崎 ヨシ 84
- 白旗 トメ 81
- 熊田 トリ 80
- 円谷 トリ 80
- 矢部 菊重 80
- 大竹 ゲン 80

蒜生

- 真弓 サイ 88
- 曲山 ハル 87
- 真弓 セキ 85

小高

- 車田 フク 87
- 関根 トヨネ 86
- 三輪 トキ 86
- 溝井 正吉 85
- 溝井 チウ 84
- 車田 平三郎 84
- 遠藤 チウ 82
- 高原 為好 82
- 溝井 喜八郎 82
- 谷地 秀吉 82
- 石井 広体 83
- 車田 喜久 83
- 車田 マサ 82
- 関根 ヒサ 81
- 石井 コマツ 81
- 白沢 トク 82
- 車田 フヂ 81
- 関根 源一 80
- 溝井 広衛 80

中

- 小針 清助 91
- 鈴木 アキ 87
- 高林 キク 87
- 首藤 カク 88
- 小針 鶴千 87
- 角田 テル 85
- 吉田 辰五郎 86
- 永林 スサ 83
- 小針 キヨノ 82
- 小林 芳吉 83
- 吉田 トヨ 82
- 小針 ツメ 80

岩法寺

- 矢吹 コウ 96
- 村越 トメ 88
- 村越 キク 82
- 佐久間 多七 82
- 佐久間 孫七 82
- 佐久間 タネ 82
- 大竹 サダ 81
- 佐久間 トリ 80
- 石森 クマ 80
- 佐久間 倉蔵 80

竜崎

- 上野 徳二 93
- 矢吹 市三 88
- 矢吹 リヨ 85
- 上野 キク 85
- 上野 イナ 82
- 上野 由次 82
- 上野 モト 83
- 櫛屋 テル 81
- 岡部 スミ 80
- 湯沢 光市 80
- 湯沢 チヨ 80
- 櫛屋 庄七 80

南須釜

- 大野 ケサ 96
- 塩沢 キク 91
- 小原 サワ 90
- 草野 タケ 90
- 阿部 キク 89
- 関根 イワ 87
- 大木 イマ 87
- 飯島 ハナ 87
- 大越 ヨネ 86
- 阿部 金三郎 85
- 小原 コウ 85
- 石森 シン 84
- 近内 タツ 84
- 班目 ハル 84
- 大野 荘五郎 83
- 猪原 喜左衛門 83
- 八木 孝吉 83
- 小山田 房治 81
- 有賀 ミチ 82
- 八木 キヨ 81
- 増子 恒吉 82
- 猪原 トク 81
- 我妻 ツネヨ 80
- 大野 義定 80
- 国井 吉松 80

北須釜

- 鈴木 シン 97
- 瀬谷 スミ 93
- 鈴木 フク 87
- 石井 伊勢松 86
- 石井 キチ 85
- 矢吹 金五郎 84
- 小針 シチ 85
- 関根 キヨ 83
- 関根 三次郎 82
- 瀬谷 トリ 83
- 小針 セン 81
- 榊枝 カネ 81
- 石井 貞吉 81
- 石井 ミヨ 81
- 榊枝 元三郎 81
- 榊枝 フヨ 80
- 榊枝 シチ 80
- 草野 利次 80
- 須田 ヨシ 80
- 関根 ソノ 80

吉

- 有賀 清平 86
- 有賀 嘉重 85
- 有賀 久五郎 85
- 有賀 トモ 82
- 森 安義 82
- 森 フヨ 80
- 鈴木 ナヲ 80

山小屋

- 滝口 義清 89
- 石森 ハナ 87
- 石森 トラ 87
- 石森 セエ 82
- 石森 タカ 80

山新田

- 真野目 光蔵 84

四辻新田

- 藁粥 万作 82
- 塩田 コウ 82
- 溝井 熊次郎 81

玉川村振興計画

住民の要望に応じた行政機構

第二次基本計画決まる (5)

行財政の合理化

一、行政計画

(ア) 行政組織の合理化。

時代の変化と行政の多様化に対応して、権限と責任の明確化を基調とし、従来の慣例にこだわらず、現況をふまえながら、合理的な課、係職員の配置に努める。

(イ) 庁議制度の確立。

現在の課長会議を充実させ庁議として執行体制における最高審議機関としての位置づけを明確にして、その権限の確立と機能の充実を図る。

(ウ) 行政区への加入促進。

本村には現在、昔の村を単位とした大字別に十一の行政区があるが、終戦後に入植した開拓農家など、いまだ行政区に所属していない世帯が四五世帯ほどあり、種々事業推進、広報公聴活動などにあたって問題があるので住民参加の行政を推進する上からも行政区への加入について積極的な指導を行う。

二、事務処理

(ア) 事務改善委員会の設置。

事務改善委員会を設置して、総合的に事務改善について検討を進める。

(イ) 事務の委託。

最少の経費で能率的に事務を処理するため、現在、税の計算などを計算センターに委託しているが、さらに多くの分野でコンピューターの利用が考えられるので機構の見直しともあわせて積極的にコンピューターの利用を検討する。また、コンピューターの利用を検討する。

また、コンピューターに限らず、民間委託することによって経費が軽減され、しかも住民サービスを低下させない業務についても民間委託を検討する。

(ウ) 事務の機械化。

印刷機などの発達により、早くしかもきれいな文書がつくられ、複雑化する事務処理に効果をもたらしているが、今後も事務に適した機械を導入して事務能率の向上を図る。

(エ) 文書の集中管理。

仕事のすべてが文書で処理される役所では、その文書の量はぼう大であり、また年ごとにその量を増している。従って文書の管理を集中化することによってメリットは大きいものがある。そこでタイプ、印刷機械の充実によって文書の浄書、印刷、発送まで一元的に行い、事務の合理化を図る。

(オ) 決裁事務の簡素化。

日常の事務の中で文書、伝票の決裁はかなりの事務量となっている。また、決裁の流れについても再検討する必要もあることから、処務規程の検討ともあわせ、決裁事務の簡素化とスピード化を図る。

三、人事管理

(ア) 職員構成、配置の適正化。

本村の職員構成は新規採用を見合せていることとあって、年令構成は高令化する傾向にあるので勧奨退職者の優遇措置とあわせて任用などの長期計画を樹立し、円滑な新陳代謝を図るとともに、各担当における事務量を適格には握し、適正な職員配置を行う。

(イ) 職種、職制の適正化。

職務に応じた適正な職種への任用替と志気の高揚を促す職制の実現に努める。

(ウ) 職員研修の充実。

本村は県の主催する初任者研修、中級職員研修などに多数の職員を参加させてきた。しかし今後は職員の資質の向上を図り、多様化する行政需要に対応するため計画的に庁内での研修を実施するとともに、中堅職員の長期研修、専門研修に参加させる。また、国内における先進地研修はもとより、国際的視野を広めるための国外研修についても積極的に検討する。

(エ) 給与水準の適正化。

地方公務員の給与制度のわく内で、他団体との給与水準の均衡を保ちながら、本村の特殊制、職員構成の相違点などを考慮し、適正な給与水準を確保して、職員の志気の高揚を図る。

(オ) 職員の健康管理と福利厚生施設の充実。

計画的な行政を進めるうえで、職員の疾病による長期欠勤はその流れを停滞させる。そこで職員の健康診断を定期的に実施し、疾患の早期発見に努めるとともに、執務環境の点検を常に行い、その整備に努める。また、福利厚生面は、現在職員互助会にその大半を委任して居るので、当面互助会の育成と助成を強化し、健康で明るい職場づくりを進めながら、副利厚生施設についても旧庁舎の利用を合わせて積極的に実現を図る。

二、財政計画

(ア) 財政運営の基本方針

我が国の経済情勢は、高度成長から、安定成長へと移行しつつあり、本村においてもこれに対応して、従来からの財政運営のあり方について、抜本的な検討が必要とされる。

このような経済情勢の下で、多様化し増大する行政需要を満たすためには、国および県の施策を基調とし、密接な連携を図りつつ本計画の目標達成のため、行政経費の効率化を基本として、健全なしかも弾力性のある適切な財政運営にあたる。

したがって、地方交付税をはじめ、国、県の補助金、村債などの効率的な活用を図り、財源の充実確保に努め、長期的、計画的な財政運営等、行政水準の向上を図る。

(イ) 村財政の見適し。

本村の財政は一応安定した推移をみているものの、義務的経費の増嵩で、収支のバランスを保つのに相当苦慮している。このような情勢はしばらく続くと予想しなけ

(次頁へ続く)

（四頁より続く）

ればならない。これは四八年の石油ショック以来の経済問題、エネルギー問題、あるいは人間尊重の考え方から大きな世論を背景とする公害環境の問題、さらには労働時間短縮の定着化、そして国際収支のバランス等、従来我が国の高度経済を支えてきた基盤に大きな変化をきたしており、急速な経済の回復や再び高度成長を期待することができないためである。したがって、税収、地方交付税の伸びに期待をかけることはできないと考えられ、反面、歳出における義務的経費の増嵩で、財政運営はますます困難の度を増してくるものと予想される。

（終り）

村史編さん順調に進む

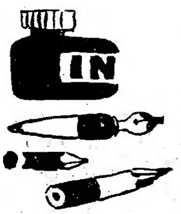

玉川村史が昭和五十三年を目標に順調に進んでいます。

資料調査、原稿筆耕も着々進んでおりますので、村民の皆様のご協力をお願いします。

奥様も国民年金に加入しましょう

国民年金には、ご主人が厚生年金保険などの公的年金に加入されているご家庭の奥さまも加入できる任意加入の制度があります。

この任意加入できる方は、サラリーマンの奥さま、昼間部の学生や公的年金を受けられる人とその奥様などです。現在、すでに約六百万人の方が加入していますが、加入している方の大多数は「サラリーマンの奥様」です。

奥様が国民年金に加入することによって、将来、ご主人は公的年金制度から、奥様は国民年金からと、ご夫婦そろって老齢年金が受けられることになります。また、不慮の事故に遭われた時は、障害年金や母子年金などの給付も受けられます。

加入手続きは、役場で行っており、奥様の場合は加入の手続きをしたときから、加入者となりますので、早い時期に手続きをすれば将来、それだけ多くの年金が受けられることになります。いざというときのために、そして老後のためにぜひ国民年金に加入しましょう。

「ありがとう」運動推進

ゆたかな人間社会づくりのために、住民の一人一人が「感謝の心」をもつことが大切である。

去る九月一日から九月三十日まで、商工会婦人部では「ありがとう」運動を推進することになりました。

この「ありがとう」運動というのは、明るく住みよい村づくりのために住民一人一人が日々の生活のなかで、お互いに暖かい心の触れあいと、明るい人間関係づくりをしようという趣旨のもとに「ありがとう」という感謝の心を持ちあうことを、提唱しているものです。

これは、商工会婦人部が企画実施している運動ですが、社会にとって本当によいことであり、だれにもできることです。「ありがとう」と声をかけあえば、あなた自身の気持も明るくさわやかになるものです。あなたも今日から暖かくゆたかな心の触れあいと明るいつきあいを実行しましょう。

▶下草排除作業をするみなさん

奉仕作業行なわれる

道路の下草排除

交通安全須釜分会並びに同母の会では、交通障害になる道路の下草等の障害物の排除を行い、交通事故を未然に防止しようと、去る七月十日（日）分会役員と母の会役員七七名が参加し排除作業を行ないました。

このため地区内の道路の見通しが良くなり運転者のみなさんから感謝されております。

第六回少年球技大会
川辺が優勝

子どもたちの夏の球宴、第六回少年球技大会は八月十日玉川第一小学校で行なわれました。

この大会は、夏休みの青少年健全育成の一環として村が主催して行なったもので、夏休み中の子どもたちにとって楽しみの一つになっており、各部落でもこの日のために練習を重ねてきました。

まず大会に先だって出場選手全員による入場行進を行ない、大会気分を盛り上げました。

大会はソフトボール、ポートボールの二種目に分かれて日頃の腕を競い合いました。

会場には村内のおとなたちも大勢つめかけ、我が地区内の選手に声援を送っていました。

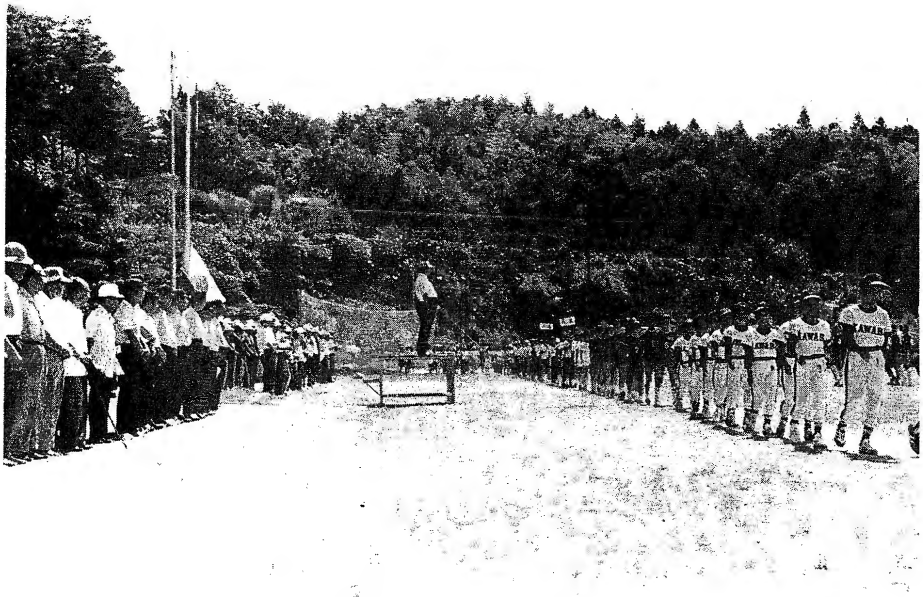

▲整然と入場行進

▶ソフトボールの決勝戦

◀ポートボールの熱戦

なお、優勝、準優勝は次のとおりです。

▽小学生男子ソフトボール
優勝　川辺チーム
準優勝　竜崎チーム

▽小学校女子ポートボール
優勝　川辺チーム
準優勝　小高チーム

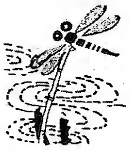

水を大切にしよう

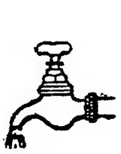

八月一日を「水の日」とし、この日を初日とする一週間を「水の週間」と定められました。

生活水準の向上、経済の進展等に伴って、わが国の水需用は高まるばかりですが、一方水資源の開発は次第に困難となり、渇水時には水不足が予想される状況になってまいりました。

そのため、水の貴重なこと、水資源には限りがあることとむどに関心を高め、理解を深めるため諸行事を行って、国民経済の成長と国民生活の向上を図ろうとするものです。

水を無駄にしない、洗たく機の使い方について考えて見ると、一例をあげれば、次のようになります。

ゆすぎ方

ゆすぐ前に、脱水機にかけるとか、二回とりかえるなどは、有効な方法です。

排水―ゆすぎ＝　二七〇リットル

脱水―ゆすぎ＝　一八〇リットル

水を二回取りかえてのゆすぎ　一〇〇リットル

水を無駄なく使って、よい社会

水道の漏水を見つけたなら、水道課へご連絡ください。

秋の全国交通安全運動

秋の全国交通安全運動は、「こどもと老人の交通事故をなくそう」をスローガンに、九月二十一日から九月三十日までの十日間実施されます。

この運動では、歩行者、特にこどもと老人の事故防止、自転車や二輪車利用者の事故防止と、夜間の交通事故防止、シートベルト、ヘルメットの着用の推進の四点を運動の重点事項です。

一、スクール・ゾーン、生活ゾーン対策、自転車、二輪車利用者安全対策などの生活道路網対策等推進。

二、シートベルト、ヘルメット着用の推進。

三、こどもと保護者、老人など歩行者に対する安全教育の徹底、ならびに自転車、二輪車利用者運転車に対する安全教育の徹底を推進事項として実施されます。

この機会に村民一人一人が交通事故防止、交通安全について考えを新たにし、事故を起したり、事故にあわないよう充分気をつけましょう。

明るい村づくりに 防犯灯寄贈

この度東北電力石川営業所より防犯灯二基が寄贈されました。

東北電力では毎年春と秋の二回サービス旬間を行っており防犯灯についても村を明るくし住民の夜間歩行の安全を守って下さいということで毎年寄贈いただいて居ります。

寄贈された防犯灯は、川辺と吉地区に設置され地域の人から大変喜ばれています。

塩沢清助氏著「須釜村史」より

物いわぬ石碑（いしぶみ）（五）

秘める刻文の謎

岩谷浩光誌

。術策に陥いる

群衆の解散を見届けた清岡県令は、すかさず態度を硬化させて代表者達の処罰を謀った。松崎村の友蔵、泉崎村の金重郎ら、その外十五名の代表者全員を捕縛してしまったのである。結局群衆は清岡県令の巧みな術策に陥いったわけである。捕縛された一行十七名は、そのまま白河の県庁に送られ、すぐさま監獄に監禁される身となった。

だまされた総代十七名は、いかにもがいてもあとのまつりとなった。監獄では五十蔵（むち打ち五十回）の上一ヵ年間監獄入りの罪に処されたのであった。これを聞き知った群衆は、県令の非道な仕打ちに憤激を感じ乍らも、内心恐れをなしてか、とりたてて不穏な行動をとったり、附和雷同して実力行使に出る者もいなかったのを見ると、県令のとった術策は一応の成功を収めたわけである。

。嘆願書を出す

これをきいた一般群衆はとりたてて騒ぐ程のことはなかったが、義侠心に富む人々にとっては、この仕打ちは決して我慢できることではなかった。悲憤やるかたない人々はかえって県令のだまし打ち的行為に反撥を強めていった。たとえ我が身はどうなろうとも、このまゝでは黙することはできなかった。こうした悲惨な状況下にあって、どんな仕打ちを受けても犠牲的精神を発揮して目的を達成しようとしたのは次の人達であった。

北須釜村の繁右ェ門、南須釜村の為右ェ門、竜崎村の国右ェ門、成田村の長吉、矢吹村の吉五郎ら五人である。よりより鳩首協議を重ねて、不公平極まる上納制度に反対する三十八ヶ村に働きかけた結果、県令を相手にしたのでは、目的を達成することは不可能だ、との結論を得たのである。明治三年三月、ついに東京にのぼり、直接新政府の民部省、大蔵省に直訴して事の仔細を述べ、嘆願書を奉呈して善処を懇願したのである。

こうして漸く一応の悲願を達成したかに見えたが、そううまくばかりはいかなかった。上京した代表者達は、全員捕われの身となり両省から白河に護送される破目におちいった。

もとよりどんな仕打ちに逢っても屈するような人達ではなかったが、白河に到着すると二百三十五日間の檻禁を言渡されて刑に服した。そのうち竜崎村の国右ェ門は獄中で病死をとげている。

明治三年十一月二十五日には北須釜村の長吉らは、七十蔵の上二カ年、矢吹村の吉五郎は六十蔵一カ年の処刑を言い渡されて、本事件はようやく終末を迎えた。

当時の三十八カ村とは、

白河郡泉田村、新子燕村、大和田村、根田村、関和久村、燕内村、鹿島村、借宿村、田島村、双石村、搦目村、板橋村、本沼村、桜岡村、大村、松倉村、北原山村、北平山新田村、久田野村、三城目村、三城目新田村、

石川郡松前村、明岡村、明岡新田村、南須釜村、北須釜村、山新田村、竜崎村、成田村、矢吹村、矢吹新田村、中畠新田村、森宿村、行方野佃谷村、笠石村、

岩瀬郡保土原村、小川村、増見村、

以上三十八カ村惣代として

北須釜村　繁右衛門
竜崎村　国右衛門
南須釜村　為右衛門
矢吹村　吉五郎
成田村　長吉

の五人であった。

（次号へつづく）

一定面積以上の土地の取引には届出が必要です

一定面積以上の土地の売買などの契約をするときは、国土利用計画法によって売る人も買う人も必ず知事に届出をすることになっております。

届出が必要なのは次の場合です

都市計画区域のうち
市街化区域では二千平方米以上
その他の都市計画区域では　五千平方米以上
都市計画区域以外の区域では　一万平方米以上

届出をしないで契約を締結しますと、罰せられることがありますので、十分ご注意ください。

詳しくは、玉川村役場企画課にお問合わせください。

社協資金にと寄付

昭和五十二年に入り、玉川村社会福祉協議会に活動資金として、次の方よりご寄付をいただきました。厚くお礼を申し上げますとともに、故人のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

金三千円　四辻新田　鈴木　徹
〃五千円　小　高　添田藤一
〃三万円　北須釜　矢吹忠次
〃一万円　四辻新田　須田幸平
〃五千円　川　辺　野崎　進

スリッパに大よろこび!!

このたび、公民館にスリッパ二〇〇足がプレゼントされました。送り主は玉川村青年団連絡協議会（角田守之会長）でほうねん座公演の益金の一部を送ったもの、公民館では、このジャンボな送り物に感激し、大切に使うよう、よびかけている。

村民登山盛大に終る

玉川村公民館主催第11回目の村民那須登山が去る7月31日（日）93名の参加者で、雄大なる大自然に親しみ、健全な体力づくりと、参加者相互の親睦をはたし、意義深い登山会でした。

▲ 那須朝日岳山頂を目指す村民登山の一行

竜崎区　葬祭の簡素化規約を制定

最近冠婚葬祭が目立って派手になっているとき、区民より、とりあえず葬祭だけでも簡素化すべきであるとの声が高まり、このほど葬祭の簡素化規約を制定し、新生活運動の一環として注目されています。

竜崎区葬祭規約

第一条　葬式は全般を通して簡素のうちにも厳しゅくに弔意を表わすよう全区民協力して効果をあげることにつとめる。

第二条　葬式の引物は他町村、親せき、隣組、屋敷等は一戸一名とする。

第三条　他町村弔問客の昼食の接待は赤飯箱詰めとし、出席者のみに渡す。

第四条　引物は砂糖二K、さらし一反、茶一本いずれか一品限りとする。

第五条　三日、七日祭招待の引物は一切使わない。お膳の肴は刺身を除き、一品とする。その他の品も簡素とする。

第六条　親せき、組屋敷等の婦人の手伝いに対する引物も一切行なわない。

第七条　部落一般義理受について礼状に氏名を書いて出すこと。

第八条　各種団体に対する寄附行為は一切やらないこと。

第九条　屋外供の花輪の贈呈をやめること、そのかわり、応分なる花輪料を贈り、掲示すること。

(一)　区有祭壇とともに掲示板を用意して利用に供する。

(二)　他町村の贈りものも遠慮するようつとめること。

附則

この規約は昭和五十二年六月十一日より実行する。

9月公民館関係行事予定

1日　体育指導員会
4日　役職員親善ソフトボール大会
　　　須釜婦人会体験発表会
6日　文化財研修バス（会津、県中）
7日　村民体育祭打合せ会
11日　文化財めぐり（玉川、須賀川方面）
　　　青年体育祭
12日　婦人指導者研修（郡山）
18日　壮年スポーツテスト
20日　生涯教育研究大会（福島）
22日　高令者学級（スポーツ民踊）
25日　青年のつどい

各団体、サークルの皆さんへ、文化、体育に関する行事は公民館までお知らせ下さい。広報でお知らせします。

おめでた

（七月分の出生届書から）

地区	出生児氏名	保護者名
中	小針康男	康徳
岩法寺	佐久間千晃	勇
竜崎	佐藤信一	昇
〃	仁井田裕美	秀雄
北須釜	草野由美子	道夫
〃	鈴木真理子	安夫

おくやみ

（七月分の死亡届書から）

地区	死亡者氏名	年令	世帯主名
川辺	仁井田平男	21	倉夫
〃	野崎タマ	80	進
〃	野崎トラ	81	辰巳
竜崎	小林　実	60	トメ